

官報

号外 昭和三十九年六月四日

第四十六回国会 衆議院会議録 第三十三号

昭和三十九年六月四日(木曜日)

議事日程 第三十二号

昭和三十九年六月四日

午後二時開議

第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 奥地等産業開発道路整備臨時措置法案(瀬戸山三男君外七名提出)

第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
山本幸一君の故議員大野伴陸君に對する追悼演説

議員請暇の件
日程第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 奥地等産業開発道路整備臨時措置法案(瀬戸山三男君外七十名提出)

日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

重度精神薄弱児扶養手当法案(内閣提出)

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより会議を開きます。

○議長(船田中君) 御報告いたすことがあります。

議員大野伴陸君は、去る五月二十九日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

同君に對する弔詞は、議長において去る二日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰された自由民主黨副總裁議員從二位勲一等大野伴陸君は再度本院議長の要職にあたりまた國務大臣の重任につき終始政界政治の確立にとめられましたその功績はまことに偉大であります衆議院は君が長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます

山本幸一君の故議員大野伴陸君に對する追悼演説

○議長(船田中君) この際、弔意を表するため、山本幸一君から発言を求められております。これを許します。山本幸一君。

〔山本幸一君登壇〕

○山本幸一君 たいだいま議長から御報告のありましたとおり、本院議員大野伴陸先生は、去る五月二十九日、東京信濃町慶応病院において急逝されました。まことに痛惜の念にたえません。

私は、ここに、皆さんの御同意を得て、議員一同を代表して、つつしんで哀悼のことばと、あわせてお別れのことばを申し述べます。(拍手)

大野先生は、明治二十三年九月二十日、私と同村の岐阜県山県郡美山村の素封家に生まれられました。

先生は早くから独立の精神に富んでおり、長じて上京し、弁護士を目標に明治大学に学ばれました。一たんは病を得て故山に帰つたものの、初心忘れず、明治四十五年決然として再度上京し、自立の生活に入つて、異常な熱意をもつて勉學を続けられたのであります。

しかし、大正元年十二月、二個師團増設問題に端を発した第二次西園寺内閣の総辭職に際し、多感な先生は、軍部に抗して戦う尾崎行雄先生、大養毅先生らの國を思う熱弁に深く打たれ、翻然としてその生涯を政治にささげべく決意をされたのであります。

かくて、先生は、大学生を中心とする憲政擁護の運動に参加し、大正二年二月十日の、いわゆる日比谷焼き打ち事件に連座するなど、激しい活動の日々を過ごされたのであります。この事件が契機となつて政友会に入り、やがて原敬、鳩山一郎両先生の知遇を得、その薫陶を受けるに至つたのであります。そして、大正十一年には東京市会に議席を有するに至り、以来市会議員として在職し、東京市政の発展に貢献されました。

昭和五年の第十七回衆議院議員総選挙において、郷里の岐阜県第一区から立候補し、みごと本院議員に當選して、ついに年来の宿願を達成せられたのであります。(拍手)

先生は、本院に議席を得るや、終始民衆政治家の立場を堅持し、先輩、同志とともに、おりから台頭著しかつた軍閥に抗して政界政治を守るため精力的な活動を続けられたのであります。

このゆえに、昭和十七年四月の翼賛選挙には、あえて非推薦をもつて立候補し、奮戦されたが、ついに落選の苦杯をなめさせられたのであります。

先生は、戦後いち早く鳩山一郎先生のもとに同志と相つどい、政界政治の再建に乗り出し、昭和二十年十一月、日本自由党の結成をなし遂げ、昭和二十一年四月の総選挙で再び本院議員に復帰されました。

鳩山先生が難伏を余儀なくされた後は、吉田総裁を助け、困難な時代を背景に、保守政の強化に苦心經營されたのであります。きつすいこの政界人であつた先生の本領は、ここにおいて十二分に発揮され、先生自身もここに生きがいを見出し、党もまた、こういふ大野先生をこそ必要としたのであります。

さきに内務政務次官をおやめになつたのも、次にまた内務大臣をやめられたのも、いずれも党が、幹事長として、また総務会長として、先生のすぐれた指導力と豊富な経験とを求めたためでありました。

昭和三十年、三木武吉氏らと相はかり、保守陣営の大同団結に奔走されました。その努力が実り、同年十一月に自由民主党の結成を見るに至り、これ

に先立つ日本社会党の統一とともに、ここに画期的な二大政党並立の時代を招来したのであります。

かくて、先生は、鳩山一郎、三木武吉、緒方竹虎の三氏とともに、総裁代行委員にあげられ、新党結成に伴う多くの課題を克服し、新党の基礎を固められたのであります。昭和三十三年以来副総裁に推され、名実ともに党の柱石としてかけがえのない存在でありました。(拍手)

思えば、大野先生は、政治生活五十年の間、ただひたすらに政党人として終始し、政党政治の確立にその一生をささげられたのであります。先生の一貫した努力の生涯を顧みるとき、党派を越えて、われわれ議員は肅然えりを正さざるを得ません。(拍手)

先生は、本院議員に当選すること前後十三回、在職三十年四月月の長きに及びました。去る昭和三十四年一月には永年在職議員として院議をもって表彰を受けられました。また、第十四回国会には推されて本院議長の要職につき、第二十五回総選挙のあと、第十五回国会においても再び議長の重責をになわれました。議長席の先生の特徴のある声と鋭く議論を見回す眼光は、いまなお私の耳に残り、目に映るものがあります。(拍手)

次いで、昭和二十八年五月には第五次吉田内閣の國務大臣に任せられ、北海道開発庁長官として尽力されました。

また、先生は、災害の防止に対する消防の強化の重要性に着目し、多年にわたり消防の組織及びその充実に関し職身の努力をささげ、日本消防協会の

会長として消防事業の奨励に意を用いておられたのであります。

かくして、政党政治の確立に、また、わが国政の伸展に残された大野先生の功績はまことに偉大でありまして、先生の名はわが憲政史上不滅であり、私も先生から学び取るものが大きいと信じております。(拍手)

大野先生、いや、大野さんと申し上げたほうが私には親しみがわきます。あなたの親孝行はあまりにも有名であり、また、先輩はじめ恩顧を受けた人々にささげた情誼、後輩に対して注いだ愛情、いずれもきわめて深いものがありました。そうして、政治上の大事から私人の小事に至るまで、常におのれをむなしくして、誠心誠意身を挺して人のためをはかってこられたのであります。

大野さん、あなたは豪放磊落な性格で、かつ、人情に徹した信義に厚い人でありました。あなたをもつて義理人情の政治家と評する人もあります。が、一体、人間社会の続く限り、義理人情が失われるとしたらどういふことになりましょうか。(拍手)まあ、あなたに對し、足して二で割る政治家と評する人もあります。しかし、およそ今日の政治の中で、単なる計算と理論のみで政治が行なわれるでしようか。

(拍手)時には二で割る三で割ることの必要は、何人も否定できません。ただ、あなたは、それらの世評をためらうことなく肯定し、むしろ、それを自己の信条として大胆に貫き通されました。この勇氣こそ、私どもは敬意を表すべきであらうと思つております。(拍手)

大野さん、かつて共産党の野坂参三氏が中国を訪れるため、あなたに旅券

交付の口添えを依頼した際、何人かがこれに異論を唱えました。しかし、あなたに「何を言うか、野坂君が中国に行つてもこれ以上赤くなるはずがない」と言われたと聞いております。まことにあなたらしく、この寸言人を説破する力強さは他に及ぶものがあります。(拍手)

あなたの国を思い、党を思う情熱と氣魄、また、人情の無限を追求する心境がそのままにじみ出ています。

大野さん、私は思い出しました。過去の総選挙の際、あなたは例によつて終盤戦の二、三日間選挙区に帰省されました。岐阜市公会堂における立ち会演説会で、私のあとに出演予定のあなたが、演壇をおりようとする私に手を差し伸べ、かたく握りしめ、「しっかりがんばればよ」とささやいてくれました。会場には割れるような拍手が起きました。私は思わず胸が熱くなってまいりました。このことは、あなたの体内からわき出る人情の自然がさせたことであり、永久に私は忘れることができません。(拍手)

大野さん、あなたは愛情と強い正義感を持つ御両親のもとで人ととなり、御両親から人に対する愛情と信義のとうとさを学ばれ、それがそのままあなたの性情の根底となったものと信じます。

大野さん、あなたは、この御両親から受けたよき性情に、長年にわたる政治生活を通じて体得した豊富な経験を加えて、大きな包容力と鋭い洞察力とを身につけられたのであります。大野さんのあるところ常に融和の氣が漂い、しばしば困難な政治問題が解決されたのであります。これも、あなたが

いたずらに理論に走ることなく、常に国民大衆の幸福のみを念頭に置いて將來を見通し、大乗の見地から判断を下されたからでありましょう。(拍手)

大野さん、あなたは晩年ますますお元氣で、副総裁として党内の意見調整に活躍し、内外の多大の信望を集めておられました。しかるに、三月末、病を得て入院加療のやむなきに至り、心から御心配を申し上げていたのであります。過日、私がお見舞いに伺いました際、日一日と快方に向かわれつつあるあなたを知つて、再び元氣なお姿が

現下、わが国は、内政に外交にきわめて重要な時期に當面しており、われわれ議會人に課せられた使命はますます重大であります。このときにあたり、あなたのごとき政党政治、民衆政治のすぐれた指導者を失いましたことは、ただに自由民主党、わが国会にとつて一大損失であるばかりでなく、国民大衆のために大きな不幸でありまして、痛惜の念いよいよ切なるものがあります。(拍手)

大野さん、私がこう呼びびしても、あなたはいま答えてくれません。しかし、私には聞こえるような氣がいたします。あなたの顔がまぶたに浮かんでまいります。私ども一同は、もはやあなたのみたまの安らかなるを祈る以外にはございませぬ。

ここに、あなたに対する追憶を率直に申し述べ、お別れのことばをいたします。(拍手)

議員請暇の件
議長(船田中君) おはかりいたしました。

議員宇都宮徳馬君から、海外旅行のため、六月五日から二十一日まで十七日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

日程第一 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

議長(船田中君) 日程第一、臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案を議題といたします。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十二日
參議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中殿

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律

臨時船舶建造調整法(昭和三十八年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十年三月三十一日」を「昭和四十四年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員理事有田喜一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔有田喜一君登壇〕

○有田喜一君 たいだいま議題となりました臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の臨時船舶調整法は、戦後のわが国外航商船隊を再建するために、一定の船舶の建造を調整する必要上、昭和二十八年に制定されたものでありまして、法律の有効期限は、昭和四十年三月三十一日までと規定されているのであります。しかしながら、最近における国際海運の情勢にかんがみまして、なお引き続き、輸出船と国内船との建造について統合関係を調整する必要があると見られますので、本案は、法律の有効期間をさらに昭和四十四年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

本案は、二月二十四日本委員会に予備付託となり、同月二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、四月二十二日本付託となり、五月二十六日及び二十九日に質疑を行いました。詳細は会議録により御承知願います。

かくて、六月二日、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもって

原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であり、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 奥地等産業開発道路整備臨時措置法案(瀬戸山三男君外七十名提出)

○議長(船田中君) 日程第二、奥地等産業開発道路整備臨時措置法案を議題といたします。

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案 右の議案を提出する。

昭和三十九年五月七日 提出者 瀬戸山三男外七十名 賛成者 相川 勝六外百八十三名

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案

置法

第一条 この法律は、奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進することにより、地域格差の是正に資するとともに、民生の

向上と国民経済の発展に寄与することを目的とする。

第二条 この法律において「奥地等」とは、交通条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない山間地、奥地その他のへんびな地域で政令で定める基準に該当するものをいう。

3 この法律において「奥地等産業開発道路」とは、奥地等における主要な道路とを連絡する地方的幹線たる道路で、当該奥地等における産業開発の総合的効果を發揮するために必要なものとして第三条第一項の規定により指定されたものをいう。

1 森林資源が豊富に存し、かつ、その開発が十分に行なわれていない地域

二 酪農振興法(昭和二十九年法律第百八十二号)第三条第一項の規定により指定された集約酪農地域

三 農用地としての開発及び整備が必要とされる相当規模の開拓適地その他の地域

四 地下資源が豊富に存し、かつ、その開発の効果に期待される地域

五 水産物の集散地としての発展が予想される地域

六 観光適地としての開発が十分に行なわれていない地域

七 低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第百十六号)第二条第一項の規定により指定された低開発地域工業開発地区、産炭地域振興臨時措置法(昭和三十一年法律第百二十九号)第二条第一項に規定する産炭地域その他の工業の発展が予想される地域

(奥地等産業開発道路の指定)

第三条 建設大臣は、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきいて、奥地等産業開発道路を指定しなければならない。

2 前条第三項に規定する地域の指定及び奥地等産業開発道路の指定については、当該奥地等に関する調査がなされているときは、その調査の結果をしんじやくしなければならぬ。

3 建設大臣は、第一項の規定により奥地等産業開発道路の指定をしたときは、当該道路の路線名その他政令で定める事項を官報で公示しなければならない。

(奥地等産業開発道路整備計画)

第四条 建設大臣は、政令で定めるところにより、奥地等産業開発道路の新設及び改築に関する計画(以下「奥地等産業開発道路整備計画」という。)の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定により奥地等産業開発道路整備計画の案を作成しようとするときは、道路審議会の意見をきかなければならぬ。

3 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、奥地等産業開発道路整備

計画を関係都道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、奥地等産業開発道路整備計画を変更しようとする場合について準用する。

(奥地等産業開発道路整備計画の実施に関する措置)

第五条 政府は、奥地等産業開発道路整備計画を実施するため必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

2 前項の場合において、奥地等産業開発道路の新設又は改築に要する費用に係る国の負担割合又は補助率については、道路法(第八十八号を除く。)の規定にかかわらず、四分の三の範囲内で、政令で特別の定めをすることができる。

(協力等)

第六条 関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、奥地等産業開発道路の整備に関し、その円滑な実施が促進されるように、できる限り協力しなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、奥地等産業開発道路の整備に関し、当該奥地等に関する林道等の整備と調整を必要とするときは、その措置が適切に行なわれるように配慮しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第二項の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。

昭和三十一年六月四日 衆議院會議録第三十三号 農地等産業開発道路整備臨時措置法案 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案

2 この法律は、昭和四十四年三月三十一日限りその効力を失う。

理由

交通条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない山間地、奥地その他のへんびな地域について、産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長丹羽喬四郎君。

報告書は本号末尾に掲載

○丹羽喬四郎君登壇

ました奥地等産業開発道路整備臨時措置法案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、交通の条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進するため、奥地等産業開発道路の指定、同整備計画の作成及びこれが実施に関する国の特別の助成措置等について所要の措置を講ずることにより、地域格差の是正、民生の向上、国民経済の発展に寄与しようとするものであります。

本案は、去る五月八日日本委員会に付託、同月十二日提案理由の説明を聴取いたしましたのでありますが、質疑の詳細は会議録に譲ることいたします。

かくて、六月三日、討論を省略して直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

日程第四 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、農林省設置法の一部を改正する法律案、日程第四、法務省設置法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十一年一月二十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十九号の次に次の一号を加える。

五十九の二 委託に基づき、林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事を行なうこと。

第十七條中「食糧研究所」を「食糧研究所」に改める。

第十八條の六中第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農業土試験場に、その施設の効率的な利用を図るため、水産土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なわせることができる。

第二十二條の三の次に次の一条を加える。

(植物ウイルス研究所)

第二十二條の四 植物ウイルス研究所は、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病に関する基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 植物ウイルス研究所は、千葉県に置く。

3 植物ウイルス研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十五條第一項中「油脂の検査」の下に「輸入に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の依頼による検査を含む」を加え、同条第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第二十七條第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第三十一條第二項の表中「八岳馬鈴薯原種農場(長野県)」を「雲仙馬鈴薯原種農場(長崎県)」に改める。

第三十四條第一項の表中農山漁村振興対策中央審議会の部を削る。

第四十八條第三号の二及び第三号の三を削る。

第四十九條第二号を次のように改める。

二 主要食糧の輸出入の調整を行なうこと。

第四十九條第三号中「並びに輸入飼料たる麦類の売渡」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 主要食糧の輸出入の許可等に関すること。

四 輸入飼料の買入れ及び売渡しを行なうこと。

第五十條第一号中「主要食糧」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「飲食料品」を「主要食糧の流通及び加工並びに飲食料品」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 農産物等、国内産糖(甘味資源特別措置法(昭和三十一年法律第百九号)第二條第二項の国内産糖をいう)、国内産ぶどう糖(同条第三項の国内産ぶどう糖をいう)及び沖繩産糖(沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法(昭和三十一年法律第百九号)第四項の沖繩産糖をいう)の買入れ及び売渡しに関すること。

第五十條第五号を削り、同条第六号中「第四十八條第三号の三に掲げる事務を除く。」を削り、同号を同条第五号とする。

第五十一條第三項中「愛知県」を「東京都」に改め、同条第四項中「内部組織の下に」並びに支所の名称、位置及び内部組織を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 農林大臣は、食糧管理講習所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧管理講習所の支所を設けることができる。

第六十二條第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十七條第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に関すること。

第六十九條の二第一項中「営林局」を「営林局に、次条に規定するもののほか、」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十九條の三 営林局の附属機関として、国有林野管理審議会を置く。

2 国有林野管理審議会は、営林局長の諮問に応じ、国有林野の管理

及び処分について調査審議し、並びにこれに必要と認める事項を官林局長に建議することを目的とする機関とする。

3 国有林野管理審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

(特別な職)

区	分	定	員
本省			三〇、二八五人
食糧			二八、九三〇人
林野			一、〇七六人
水産			一、八〇三人
合計			六二、〇九四人

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第二項及び第二十七条第二項の改正規定は公布の日から、第十七条の改正規定及び第二十二條の三の次に一条を加える改正規定は公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める。

2 食糧庁及び林野庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

機関	施行期	定員
食糧庁	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで 昭和三十九年七月一日から同年九月三十日まで	八人 四人
林野庁	昭和三十九年四月一日から同年九月三十日まで	一人

理由

植物に関するウィルスの基礎的調査研究を促進するため農林省本省の附属機関として植物ウィルス研究所を新設するとともに、食糧庁の所管

第七十五条の二 水産庁に次長一人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第八十一条中「日光養魚場」を削除する。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 削除

第九十一条第一項の表を次のように改める。

理由

行政の実施の円滑化を図るため同庁の内部部局の所掌事務を整備するほか、漁業に関する国際関係事務の増加等に伴い、水産庁に次長を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十九年六月四日 衆議院會議録第三十三号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案

法務省設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年二月五日 内閣総理大臣 池田 勇人

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、三一人」を「四五、六九七人」に、

別表十二中 仙台入国管理事務所青森港出張所 青森市

「二〇、九〇一人」を「二〇、九九二人」に、「一、八一五人」を「二、〇一五人」に、「四七、一三六人」を「四七、七三二人」に改める。

別表三福川地方支庁の項中「雅内市」を「雅内市 深川市」に改め、「音江村」を削除する。

別表四名古屋支庁の項中「名古屋」を「愛知県西加茂郡三好町」に改め、同表福岡支庁の項中「福岡市」を「福岡県粕屋郡宇美町」に改める。

別表五岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡鷺沼町」を「各務原市」に改める。

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員定員を改

「二〇、九〇一人」を「二〇、九九二人」に、「一、八一五人」を「二、〇一五人」に、「四七、一三六人」を「四七、七三二人」に改める。

別表三福川地方支庁の項中「雅内市」を「雅内市 深川市」に改め、「音江村」を削除する。

別表四名古屋支庁の項中「名古屋」を「愛知県西加茂郡三好町」に改め、同表福岡支庁の項中「福岡市」を「福岡県粕屋郡宇美町」に改める。

別表五岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡鷺沼町」を「各務原市」に改める。

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員定員を改

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員定員を改

「徳安賞蔵君登壇」

○徳安賞蔵君 たいま議題となりました二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

農林省設置法の一部を改正する法律案は、一月二十九日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議の結果、六月三日、質疑を終了、内閣委員外二名より、施行期日のうち、「四月一日」を「公布の日」に改め、定員に関する改正規定は四月一日から適用する旨の、自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、法務省設置法の一部を改正する法律案は、二月五日日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を重ね、六月三日、質疑を終了、内閣委員より、施行期日のうち、「四月一日」を「公布の日」に改め、定員に関する改正規定は四月一日から適用する旨の自由民主党提案にかかる修正案が提出され、趣旨説明の後、討論に入り、日本社会党を代表して村山委員より、民主社会党を代表して山下委員より、それぞれ反対の意見が述べられたのであります。次いで、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

詳細は会議録によつて御了承願いたいと存じます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

仙台入国管理事務所青森港出張所	青森市
八戸市	青森市

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員定員を改

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員定員を改

昭和三十一年六月四日 衆議院會議録第三十三号 農林省設置法の一部を改正する法律案外一案 重度精神薄弱児扶養手当法案

〔参照〕

農林省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員金修正)

農林省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、第十七条の改正規定及び第二十二條の三の次に一條を加える改正規定を除き、公布の日から施行し、第十七條の改正規定及び第二十二條の三の次に一條を加える改正規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十一條第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員金修正)

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。附則を次のように改める。

附則

この法律は、別表四の改正規定を除き、公布の日から施行し、別表四の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三條の十七の表の改正規定は、昭和三十一年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決すに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決すに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

重度精神薄弱児扶養手当法案(内閣提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

重度精神薄弱児扶養手当法案を議題といたします。

右 重慶精神薄弱児扶養手当法案 国会に提出する。 昭和三十一年二月二十五日 内閣総理大臣 池田 勇人

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 重度精神薄弱児扶養手当の支給(第四条—第十六条)
- 第三章 不服申立て(第十七条—第二十条)
- 第四章 雑則(第二十一条—第三十一条)
- 附則
- 第一章 総則
- (この法律の目的)

第一条 この法律は、国が、重度精神薄弱児について重度精神薄弱児扶養手当を支給することにより、重度精神薄弱児の福祉の増進を図ることを目的とする。

第二条 重度精神薄弱児扶養手当は、重度精神薄弱児の生活の向上に寄与することを趣旨として支給されるものであつて、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

第三条 この法律において「重度精神薄弱児」とは、二十歳未満であつて、精神の発達が遅滞しているため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者をいう。

2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。

一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)に基づく年金たる給付(同法附則第二十八条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)

二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に基づく年金たる給付

三 恩給法(大正十二年法律第四十八号)他の法律において準用する場合を含む)に基づく年金たる給付

四 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)に基づく年金たる給付

五 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

六 地方公務員共済組合法(昭和三十三年法律第五十二号)に基づく年金たる給付

七 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づく年金たる給付

八 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)に基づく年金たる給付

九 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)に基づく年金たる給付

十 国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)に基づく年金たる給付

十一 執行吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基づく年金たる給付

十二 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

十三 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)に基づく年金たる給付(遺族給付を含む。)

十四 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)に基づく留守家族手当及び特別手当(同法附則第四十六項に規定する手当を含む。)

十五 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)に基づく児童扶養手当

3

この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。「父」には、母が当該重度精神薄弱児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第四条 国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母が不在か若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する(その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。以下同じ)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、

第一号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第二号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第三号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第四号 国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母が不在か若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する(その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。以下同じ)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、

第一号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第二号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第三号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

第四号 国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母が不在か若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する(その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することを行う。以下同じ)ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、

第一号 重度精神薄弱児扶養手当の支給

重度精神薄弱児扶養手当(以下「手当」といふ。)を支給する。

2 前項の場合において、当該重度精神薄弱児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児の生計を維持する者(当該父及び母がいずれも当該重度精神薄弱児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児を介護する者)に支給するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、手当は、重度精神薄弱児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該重度精神薄弱児については、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四 父若しくは母の死亡について労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による遺族補償若しくは他の法令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができる場合、父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母若しくは父の監護を受けている場

合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

五 第一項の規定に該当する父若しくは母(父及び母が同項の規定に該当する父又は母)又は養育者以外の者に支給される公的年金給付の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつていないとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

六 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。

4 第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 公的年金給付を受けることができるるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているとき、その他法令で定める場合に該当するときを除く。

第五條 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、千円に、前条に定める支給要件に該当する父若しくは母又は

は養育者が監護し又は養育する同条第三項の規定に該当しない重度精神薄弱児の数を乗じて得た額とする。(認定)

第六條 手当の支給要件に該当する者(以下「支給資格者」といふ。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

(支給の制限) 第七條 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において十八万円(その者が前年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童(重度精神薄弱児を除く。以下「児童」といふ。))の生計を維持したときは、十八万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第八條 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者の配偶者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」といふ。))の有無及び数に応じて、それぞれ

次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第十二条の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第九条第一項第五号に規定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額に相当する額を加算した額

第九條 父又は母に対する手当は、その父又は母の民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者である父又は母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

一 扶養親族等がない場合 給与所得税法第九条第一項の規定により計算した額

二 扶養親族等が一人である場合 給与所得の収入金額四十万円に所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額を加算した

額につき同法第九条第一項第五号の規定により計算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 給与所得の収入金額四十万円に次に掲げる額を加算した額につき所得税法第九条第一項第五号の規定により計算した額

イ 所得税法第十一条の九第一項に規定する控除額と同法第十一条の十第一項第二号イに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

ロ 扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第十一条の十第一項第一号イに規定する控除額と同号ロに規定する控除額とを合算した額の二分の一に相当する額

第十條 養育者に対する手当は、その養育者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者である養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ前条各号の規定により計算した額以上であるときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一條 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は法令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等)により補充された金額を除く)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下「被災者」といふ。))

がある場合においては、その損害を受け九月から翌年の四月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、第七條から前条までの規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を國に返還しなければならない。

一 当該被災者が損害を受けた年において十八万円(当該被災者がその年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童の生計を維持したときは、十八万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする)をこえる所得を有した。当該被災者に支給された手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じ、それぞれ第八條各号の規定の例により計算した額をこえること。当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じ、それぞれ第九條各号の規定の例により計算した額をこえること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

第十二條 第七條から第十條まで及び前條第二項各号に規定する所得の範圍及びその額の計算方法は、政令で定める。

2 第八條から第十條までの規定により所得の額と比較すべき額の計算につき所得税法の規定を適用すべき場合においては、当該所得につき適用される同法の当該規定によるものとする。

第十三條 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十四條第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の評定に応じなかつたとき。

二 受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十四條第二項の規定による当該職員の評定を拒んだとき。

三 受給資格者が、当該重度精神薄弱児の監護又は養育を著しく怠つてゐるとき。

第十四條 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十三條第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の手当)

第十五條 手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払つていなかつたものがあるときは、その者が監護し又は養育していた第四條第三項の規定に

該当しない重度精神薄弱児にその未支払の手当を支払うことができる。

(児童扶養手当法の準用)

第十六條 児童扶養手当法第七條及び第八條の規定は、手当の支給について準用する。この場合において、同法第八條第一項及び第三項中「児童」とあるのは、「重度精神薄弱児」と読み替へるものとする。

第十七條 都道府県知事のした手当の支給に關する処分不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

第三條 不服申立て

(異議申立て)

第十八條 都道府県知事は、前條の異議申立てがあつたときは、六十日以内に、当該異議申立てに対する決定をしなければならない。

2 異議申立人は、前項の期間内に決定がないときは、都道府県知事が異議申立てを棄却したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、市町村長(特別区の区長を含む、以下同じ)が第二十九條の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求に対して都道府県知事がすべき裁決について準用する。

(時効の中斷)

第十九條 手当の支給に關する処分についての不服申立ては、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との關係)

第二十條 第十七條に規定する処分取消しの訴へは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

第二十一條 國は、政令の定めるところにより、都道府県及び市町村(特別区を含む、以下同じ)に対し、都道府県知事及び市町村長がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定によつて行なう事務の処理に必要な費用を交付する。

第二十二條 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、都道府県知事又は受給資格者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、受給資格者又はその監護若しくは養育する重度精神薄弱児の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

(届出)

第二十三條 手当の支給を受けている者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生

省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(調査)

第二十四條 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、受給資格者に對して、受給資格の有無及び手当の額の決定のために必要な事項に關する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者若しくはその他の關係人に質問させることができる。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員をして、手当の支給が行なわれる重度精神薄弱児につき、その精神薄弱の状態の判定をさせることができる。

3 前二項の規定によつて質問又は判定を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(資料の提供等)

第二十五條 都道府県知事は、手当の支給に關する処分に関し必要があると認めるときは、受給資格者、当該重度精神薄弱児又は受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該重度精神薄弱児若しくは当該重度精神薄弱児がその支給の要件となり、若しくはその額の加算の対象となつてゐる公的年金給付を受けることができる者に対する公的年金給付の支給状況につき、郵便局その他の官公

署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができ

(手当の支払)

第二十六条 手当の支払に關する事務は、政令の定めるところにより政令で定める機関に取り扱わせる場合を除き、郵政大臣が取り扱うものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定により郵政大臣が手当の支払に關する事務を取り扱う場合には、その支払に必要な資金を郵政大臣の指定する出納官吏に交付しなければならぬ。

(児童扶養手当法の準用)

第二十七条 児童扶養手当法第二十二條から第二十六條まで及び第三十一條の規定は、手当に關する時効、不正利得の徴収、受給権の保護、公課の禁止、期間の計算及び支払の調整について準用する。この場合において、同法第三十一條中「第十三條第二項」とあるのは、「重度精神薄弱児扶養手当法第一條第二項」と読み替へるものとす

(実施命令)

第二十八條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、省令で定める。

(事務の委任)

第二十九條 手当の支給に關する事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長に行なわせることができる。

(罰則)

第三十條 偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第三十一條 第二十三條第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年九月一日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和三十九年九月一日において手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該手当について第六條第一項の認定の請求の手続をとることができる。

3 前項の手続をとつた者が、この法律の施行の際手当の支給要件に該当しているときは、その者に対して準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、昭和三十九年九月から始める。

4 この法律の施行の際現に手当の支給要件に該当している者又はこの法律の施行後昭和三十九年十月三十一日までの間に手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年十一月三十日までの間に第六條第一項の認定の請求をしたときは、その者に対する手当の支給は、第十六條において準用する児童扶養手当法第七條第一項の規定にかかわらず、同年九月又はその者が手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 昭和三十八年分の所得につき、第八條から第十條までの規定を適用する場合においては、第八條及び第九條(第十條の規定を適用する場合及び第十一條第二項において例による場合を含む)中「所得税法第十一條の九」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)による改正前の所得税法第十一條の八」と、「所得税法第十一條の十」とあるのは、「所得税法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第 号)による改正前の所得税法第十一條の九」と、それぞれ読み替へるものとす、昭和三十九年の所得につき、第九條(第十條の規定を適用する場合及び第十一條第二項において例による場合を含む)の規定を適用する場合においては、「三万八千八百円」と読み替へるものとす。

6 第九條第二号(第十條の規定を適用する場合及び第十一條第二項

において例による場合を含む)に規定する額は、同号の規定にかかわらず、当分の間、三十九万六千円とする。

7 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條の四第七号中「及び児童扶養手当」を、「児童扶養手当及び重度精神薄弱児扶養手当」に改める。

8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十三條第五号の二の次に次の一号を加へる。

五の三 重度精神薄弱児扶養手当法(昭和三十九年法律第 号)を施行すること。

理由

重度精神薄弱児が置かれてゐる社会的状況にかんがみ、重度精神薄弱児を監護し又は養育する父母その他の者に対し、重度精神薄弱児扶養手当を支給することによつて、重度精神薄弱児の福祉の増進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長田口長治郎君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔田口長治郎君登壇〕

○田口長治郎君 たいま議題となりました重度精神薄弱児扶養手当法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、重度精神薄弱児が置かれてゐる社会的状況にかんがみ、これらの児童が家庭に於て介護されている場合には、在宅指導を強化するとともに、特に重度精神薄弱児の父母その他の養育者には、国の責任において特別の手当を支給する制度を設け、おくれ

の精神薄弱児を監護する父母またはその児童を養育する父母以外の者に支給すること、ただし、その者が公的年金の受給者である場合または一定額以上の所得がある場合には支給しないものとすること、第二に、重度精神薄弱児扶養手当の額は、一人につき月額千円とすること、第三に、手当の支給に要する費用は、給付及び事務費とも全額国庫負担とすること、なお、本法の施行期日は昭和三十九年九月一日とすること等でありました。

本案は、去る三月十九日日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了いたしましたところ、重度精神薄弱児扶養手当の受給者本人の所得による支給制限額を十八万円から二十万円に引き上げること、及び公的年金給付との併給につき支給要件を緩和することについて、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同の修正案が提出され、伊藤よし子君より趣旨

昭和三十一年六月四日 衆議院會議録第三十三号 重度精神薄弱児扶養手当法案 朗読を省略した議長長の報告

の説明を聴取いたしました後、採決の結果、本案は修正議決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対し、松山千恵子君外二名提出にかかる三党共同の附帯決議を付することに決しました。

〔参照〕

重度精神薄弱児扶養手当法案に對する修正案(委員会修正)

重度精神薄弱児扶養手当法案の一部を次のように修正する。

第四条第三項第五号中「第一項の規定に該当する父若しくは母(父及び母が同項の規定に該当するとき

は、前項の規定に当該する父又は母)又は養育者以外の者に支給される」

を削り、同条第四項第三号中「公的年金給付」を「国民年金法に基づく障害年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童扶養手当以外の公的年金給付」に改め、「その他政令で定める場合に該当する」と

を削る。

第七条及び第十一條第二項第一号中「十八万円」を「二十万円」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

出席國務大臣

- 厚生大臣 小林 武治君
- 農林大臣 赤城 宗徳君
- 運輸大臣 綾部健太郎君
- 建設大臣 河野 一郎君
- 出席政府委員 法務政務次官 天竺 良吉君

○朗読を省略した議長長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る五月二十九日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めの件

(法律公布案上及び通知)

一、去る五月二十九日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

- 国立教育会館法
- アジア経済研究所法の一部を改正する法律
- 電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律

道路交通法の一部を改正する法律

自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律

(要求書受理)

一、去る五月二十九日、内閣から、米価審議会委員に本院議員淡谷修蔵君、同館林三喜男君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君及び同森八三二君を任命したので、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月二十九日、内閣から、中央更生保護審査会委員に藤野庄蔵君を任命したので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る五月二十九日、本院は衆議院議員淡谷修蔵君、同館林三喜男君、同根本龍太郎君、同湯山勇君、参議院議員白井勇君及び同森八三二君が米価審議会委員に就くことができることを議決した旨内閣に通知した。

一、去る五月二十九日、本院は中央更生保護審査会委員に藤野庄蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(政府委員承認)

一、去る五月二十九日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第

四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

郵政省郵務局長 森 圭三

長事務代理 森 圭三

郵政省人事局長 曾山 克巳

一、昨三日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省理財局長 佐竹 浩

長事務代理 佐竹 浩

(政府委員任命) 一、去る五月二十九日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、五月二十九日議長において承認した森圭三外一名を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨三日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、三日議長において承認した佐竹浩を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る二日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、同日(大蔵省理財局長)吉岡英一の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨三日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、一日付をもつて通商産業大臣官房会計課長金井多喜男は同審議官に任命されたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(通知書受理)

一、昨三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

農山漁村電気導入促進法の一部を改正する法律

(理事補充欠選任)

一、去る一日、予算委員会において、次の通り理事を補充欠選任した。

理事 井手 以誠君(理事井手以誠君去る三月二十五日委員辞任につきその補充)

一、去る二日、内閣委員会において、次の通り理事を補充欠選任した。

理事 佐々木義武君(理事八田貞義君去る二日理事辞任につきその補充)

(常任委員辞任)

一、去る五月二十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

- 古川 文吉君 松井 政吉君
- 石田 有全君

外務委員

- 愛知 揆一君 宇都宮徳馬君
- 鯨岡 兵輔君 竹内 黎一君
- 野見山清造君 福井 勇君
- 文教委員 谷川 和穂君

建設委員

山崎 始男君 辻原 弘市君

予算委員

石田 博英君 菅野和太郎君

田村 元君 高橋 等君

馬場 元治君 福田 赴夫君

松田 鐵藏君 山手 滿男君

石田 宥全君 松井 政吉君

決算委員

森本 靖君 山崎 始男君

議院運営委員

佐々木良作君 鈴木 一君

一、去る一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

山本 幸一君

外務委員

赤松 勇君

文教委員

山口喜久一郎君 鈴木 一君

農林水産委員

栗林 三郎君

商工委員

藤田 高敏君

運輸委員

佐々木良作君

通信委員

永井勝次郎君

予算委員

重政 誠之君 岡田 春夫君

外務委員

山花 秀雄君 横路 節雄君

中村 時雄君

西村 榮一君

決算委員

田中織之進君 森本 靖君

法務委員

馬場 元治君

外務委員

菅野和太郎君 田村 元君

高橋 等君

福田 赴夫君

文教委員

山手 滿男君

石田 博英君

重政 誠之君

商工委員

野見山清造君

武市 恭信君

島上善五郎君

山花 秀雄君

島上善五郎君

運輸委員

藤田 高敏君

島上善五郎君

安藤 覺君

井村 重雄君

飯谷 忠男君 田澤 吉郎君

登坂重次郎君 古川 丈吉君

保科善四郎君 松浦周太郎君

山口喜久一郎君 中村 重光君

永井勝次郎君 藤田 高敏君

岡田 春夫君 横路 節雄君

山田 長司君 有馬 輝武君

山田 長司君 有馬 輝武君

赤松 勇君 帆足 計君

帆足 計君 赤松 勇君

中山 榮一君 森 義親君

野口 忠夫君 麻生 良方君

西村 榮一君 宇野 宗佑君

佐々木良作君

(常任委員補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 馬場 元治君 石田 宥全君

外務委員 松井 政吉君

福田 赴夫君 高橋 等君

山手 滿男君 田村 元君

菅野和太郎君 松田 鐵藏君

石田 博英君

辻原 弘市君 山崎 始男君

松浦周太郎君 安藤 覺君

飯谷 忠男君 保科善四郎君

古川 丈吉君 井村 重雄君

登坂重次郎君 田澤 吉郎君

松井 政吉君 石田 宥全君

山崎 始男君 森本 靖君

鈴木 一君 佐々木良作君

一、去る一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 赤松 勇君

外務委員 山本 幸一君

中山 榮一君

農林水産委員 永井勝次郎君

商工委員 中村 時雄君

野口 忠夫君 麻生 良方君

西村 榮一君 宇野 宗佑君

佐々木良作君

菅野和太郎君 田村 元君

山花 秀雄君

西村 榮一君

山花 秀雄君

山花 秀雄君

山花 秀雄君

通信委員

栗林 三郎君

予算委員

山口喜久一郎君 中村 重光君

藤田 高敏君 永井勝次郎君

鈴木 一君 佐々木良作君

横路 節雄君 岡田 春夫君

一、去る二日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 古川 丈吉君

外務委員 野見山清造君 竹内 黎一君

宇都宮徳馬君 愛知 揆一君

福井 勇君 鯨岡 兵輔君

文教委員 谷川 和穂君 山口喜久一郎君

商工委員 野呂 恭一君 三原 朝雄君

島上善五郎君 藤田 高敏君

運輸委員 藤田 高敏君 島上善五郎君

予算委員 菅野和太郎君 福田 赴夫君

田村 元君 山手 滿男君

松田 鐵藏君 馬場 元治君

高橋 等君 石田 博英君

重政 誠之君 岡田 春夫君

横路 節雄君 山花 秀雄君

決算委員 森本 靖君 田中織之進君

一、昨三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 有馬 輝武君 山田 長司君

法務委員 帆足 計君 赤松 勇君

外務委員 赤松 勇君 帆足 計君

農林水産委員 宇野 宗佑君

山花 秀雄君

山花 秀雄君

山花 秀雄君

内閣委員

有馬 輝武君 山田 長司君

法務委員

帆足 計君 赤松 勇君

外務委員

赤松 勇君 帆足 計君

農林水産委員

宇野 宗佑君 野口 忠夫君

商工委員

森 義親君 佐々木良作君

運輸委員

麻生 良方君

通信委員

中山 榮一君

予算委員

西村 榮一君

(常任委員死去)

一、去る五月二十九日、懲罰委員大野伴陸君は死去された。

(特別委員辞任)

一、去る五月二十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国際労働条約第八十七号等特別委員 田中 龍夫君

一、去る二日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員 山花 秀雄君

下部 政巳君 山口丈太郎君

大村 邦夫君 華山 親義君

一、昨三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国際労働条約第八十七号等特別委員 山本 勝市君

昭和三十一年六月四日 衆議院會議録第三十三号 朗読を省略した議長長の報告

(特別委員補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国際労働条約 第八十七号等 小笠 公昭君 特別委員

一、去る二日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

大村 邦夫君 華山 親義君

卜部 政巳君 山口丈太郎君

一、昨日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国際労働条約 第八十七号等 田澤 吉郎君 特別委員

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る五月二十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略された旨の要求書を受領した。

地価安定施策の強化に關する決議案 正示啓次郎君外二十九名

(議案送付)

一、去る五月二十九日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

漁業災害補償法案

肥料價格安定等臨時措置法案

土地収用法等の一部を改正する法律案

学校教育法の一部を改正する法律案

鉱山保安法の一部を改正する法律案

(条約通知)

一、去る五月二十九日、参議院送付の次の条約を承認することを議決した旨参議院に通知した。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めめるの件

(議案通知)

一、去る五月二十九日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国立教育会館法案

一、去る五月二十九日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

アジア經濟研究所法の一部を改正する法律案

電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

道路交通法の一部を改正する法律案

自家用自動車の一時的輸入に關する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に關する法律案

(議案通知書受領)

一、昨日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

農山漁村電氣導入促進法の一部を改正する法律案

一、昨日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国際開發協會への加盟に伴う措置に關する法律の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る一日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項
二、調査の目的
三、調査の方法

四、調査の期間

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

昭和三十九年六月一日
予算委員長 荒松清十郎
衆議院議長船田中殿

(答弁書受領)

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松平忠久君提出国立小諸療養所の患者の取扱に關する質問

国立小諸療養所の患者の取扱に關する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和三十一年五月二十五日

提出者 松平 忠久

衆議院議長船田中殿

国立小諸療養所の患者の取扱に關する質問主意書

国立小諸療養所は、数年前に上田療養所が総合病院に改組されたので、同地区における結核療養所として唯一の機関であるが、昨年来、同療養所における結核患者の中から幾多の不満が統発していることは誠に遺憾である。

さる四月二十日小諸市議会の社会文教委員会の委員四名が実地調査を行なつたが、その報告によれば、同療養所は、精神病患者が逐次増加し、結核患者は冷遇を受け、ためにかなりの不満がうつ積してあり、予算の増額を囀るほか、医局の刷新強化を図るより配慮を加える必要があるとの結論である。

不満の第一は、所長等が患者に対して不親切であり、官僚的であり、患者を不当に拘束し、威嚇し、重症患者等には一種の恐怖感を与えていられると思はれる点である。

第二に、職員、看護婦の中には親切な者もいるが、上司はこれら親切な行為を歓迎しないようなそぶりがあり、結核患者をやつかい者視してゐるのを見える点である。

第三に、結核患者のベッドの空床があるが、これは患者に対する取扱

いが悪いので、少し快方に向かうと逃げ出してしまふ結果の空床である

と在療患者は信じており、一層の不安をかき立てている点である。

かくのごとく、所長及び医師に対する患者の不信感や恐怖心を、そのまま放置するならば、ゆゆしい結果になることを恐れるものである。

患者の心情や患者の家族からの陳情書は厚生大臣の秘書官にも届けてあるはずであるが、厚生大臣はこれらの陳情書に対して目を通されたかどうかまづお伺いする次第である。

次に、実情調査のためにしかるべき責任者を派遣し療養所当局及び患者について実情を調査する必要があると思ふが、調査をしたかどうかをおたずねしたい。

最後にこのように所長等に対する患者の不信感が高まつているところを見ると、「火のないところに煙が出ない」のとえのごとく、療養所の責任者の管理能力に不足している点があるのではないかと思はれるが、これに対していかなる措置をとるつもりであるかあわせて回答願いたい。

右質問する。

昭和三十一年六月二日

内閣総理大臣 池田 勇人

衆議院議長船田中殿

衆議院議員松平忠久君提出国立小諸療養所の患者の取扱ひに關する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松平忠久君提出国立小諸療養所の患者の取扱ひに關する質問に對する答弁書

一 患者及び患者の家族からの陳情書は拝見したが、主として次の諸点について不満が述べられていた。

(イ) 所長等が患者に不親切である。

(ロ) 精神病患者が増加しており、結核患者は、冷遇されている。

(ハ) 治療が積極的でなく、診療回数が少ない。また院長回診がない。

(ニ) 結核病棟における看護が精神病棟に比較して手薄である。

二 これらについて係官を現地に派遣し、実情調査を行なつた。

(イ) については、所長は、昭和八年東京大学医学部を卒業後、同愛記念病院、北京大学教授、国立高崎病院、国立熱海病院をへて三十二年六月同療養所長に就任した学究肌の医師であり、自身結核にて療養したことがあり、患者の療養態度については厳格ではあるが結核患者に對しては深い理解を持つている。

一部の患者がこれを誤解する向きがあつても、患者を拘束し威嚇する等實質主義書にあるような事實はない。

(ロ) については、同療養所は、定床二四〇を有する結核療養所であつたが、結核患者の減少に伴ひ入院患者も一〇〇名たらずに減少するに至つたので、地元の要請にこたへ、昭和三十六年十一月五〇床の精神病床を併設し、その後更に三五床を増床し、昭和三十八年四月精神病療養所に転換し今日に及んでいゝものであるが、療養所内においては結核患者、精神患者の別なく取り扱つており、特に結核患者を冷遇しているような事實はない。

(ハ) については、昭和三十八年五月以来医師が病欠したことによるものであると考えられるが、その手薄を補なうため、昨年九月以来三回にわたり、国立療養所東京病院から医師を派遣し、今後も同療養所から医師を派遣することとしており、適正な医療の確保に支障のないよう措置しているところである。また所長も毎週金曜日に回診を行なつており、所長回診が他の療養所に比し、少ないといふことはない。

名(内助手三名)が配置されている。精神病棟の配員が多いのは二人夜勤制を採用しているためで、結核病棟においても患者五・七人に対し一人の看護力があり、他の施設に劣るといふことはない。また調査の結果患者の一部に結核病床に空床があるのは、患者に對する取扱ひが悪いため、少し快方に向ふと退所してしまふことによるものだとする不安な気持があることが解つたが、結核病床に空床が増加してきたことは、同療養所に限らず全国的な傾向であり、患者に對する取扱ひが悪いことによるものでないことを十分説明し、その誤解を解くより努力した。

三 以上のような実情で現在患者の不満は殆んど解消されていると考へるが、患者の取り扱ひについては、医療の面はもとより、施設職員との人間関係の面については今後とも十分配慮するよう所長に對し指示したところである。

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
現行法は、戦後のわが国外航商船隊の再建をはかるために船舶の

建造を調整する必要上、外航船舶の建造を運輸大臣の許可制として、昭和二十八年に制定されたのであるが、有効期間は昭和四十年三月三十一日までと規定されている。しかしながら、國際海運の現状にかんがみ、なお、引き続き輸出船と国内船との建造について適合關係を調整する必要があるため、存続期間を昭和四十四年三月三十一日まで延長せんとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、國際海運の現状に對し、外航船舶の整備を促進するため、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十九年六月二日
運輸委員長 川野 芳滿
衆議院議長船田中殿

奥地等産業開発道路整備臨時措置法案(瀬戸山三男君外七十七名提出)に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案は、交通の条件がきわめて悪く、産業の開発が十分に行なわれていない奥地等における産業の総合的な開発の基盤となるべき奥地等産業開発道路の整備を促進す

るため、奥地等産業開発道路の指定、同整備計画の作成、及びこれが実施に關する國の特別の助成措置、關係行政機關の長及び關係地方公共団体の協力等所要の規定を設けたものである。

二 議案の可決理由

本案は、地域格差の是正、民生の向上、國民經濟の發展を図るため、妥當な措置と認め、全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十九年六月三日
建設委員長 丹羽喬四郎
衆議院議長船田中殿

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
一 議案の要旨及び目的
本案の主な改正点は、次のとおりである。

- 1 植物に關するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的調査研究を促進するため、本省の附屬機關として、植物ウイルス研究所を千葉縣に設置する。
- 2 農業土木試験場の施設の効率的な活用を図るため、同試験場に、水産土木に關する技術上の試験研究等をも行なわせることができることとする。

3 輸出品検査所は、輸入に係る農林畜産物、飲食料品及び油脂についても、依頼により、検査を行なうことができることとする。

4 市町村合併に伴い、門司輸出品検査所及び門司植物防疫所の位置を北九州市に改める。

5 秋作用馬鈴薯の優良原種の供給体制の強化を図るため、本省の附属機関たる福馬馬鈴薯原種農場の秋作部を独立させて雲仙馬鈴薯原種農場を設置する。

6 農山漁村建設総合対策特別助成事業の完了により、本省の附属機関たる農山漁村振興対策中央審査会を廃止する。

7 食糧庁の事務執行の効率化を図るため、業務第一部及び第二部の所掌事務を整理統合する。

8 食糧庁の附属機関として、愛知県に置かれている食糧管理講習所を東京都に置くことに改めるとともに、支所を設けることができることとする。

9 林野庁は、林野の保全に係る地すべり防止事業に密接な関連のある工事を、委託に基づいて行なうことができることとする。

10 営林局長の諮問に応じて、国有林野の管理及び処分について調査審議するとともに、これに

11 漁業に関する国際関係事務の増加等に伴い、水産庁に次長一

本省
食糧庁
林野庁
水産庁
計

なお施行期日は昭和三十九年四月一日としている。ただし門司市を北九州市と改める規定は公布の日から、植物ウイルス研究所の設置に関する規定は公布の日から三月以内に政令で定める日から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、農林水産行政の適正かつ効率的な運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日のうち「昭和三十九年四月一日」については、すでにその期日を経過しているため、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約七千五百七十九万円が、昭和三

12 水産庁の附属機関たる日光養魚場を水産研究所に統合する。

13 事務の円滑な処理をはかるため、職員の名員を三十一人増員して、次のように改める。

三〇、二八五人(一人増)
二八、九三〇人(一人減)
一、〇七六六(一人減)
一、八〇三人(二人増)
六二、〇九四人(三人増)

十九年度一般会計歳出予算に計上されている。
昭和三十九年六月三日
内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附則

1 この法律は、第十七条の改正規定及び第二十二條の三の次に一條を加える改正規定を除き、公布の日より一日から施行する。ただし、第二十五條第二項及び第二十七條第二項の改正規定は公布の日から、第二十七條の改正規定及び第二十二條の三の次に一條を加える改正規定は〇公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九

十一條第一項の表の改正規定及び附則第二項の規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

法律省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的
本案の改正点は、次のとおりである。

1 登記事務及び交通関係事件の増加に対処するほか、破壊的団体の規制に関する調査業務の充実を図る等のため、定員を五八六八人増員して次のように改める。
本省 四五、六九七人、うち
一〇、九九二人は検察庁の職員(増員三八六八人、うち九一人は検察庁の職員)
公安調査庁 二、〇一五人(増員二〇〇人)

2 名古屋刑務所及び福岡刑務所の施設は、いずれも老朽化し、かつ狭くしかも中心的市街地に所在するので拡張も不可能なため、これらの位置をそれぞれ「愛知県西加茂郡三好町」及び「福岡県粕屋郡宇美町」に改める。

3 出入国管理業務を一層適切に行なうため、出入国管理事務所の出張所を次のように増設する。
(1) 仙台入国管理事務所八戸港出張所

(2) 神戸入国管理事務所尼崎港出張所
(3) 高松入国管理事務所坂出港出張所

4 市町村の廢置分合に伴い、法務局及び地方法務局並びに少年院の位置等を定めている別表第三及び第五について所要の整理を行なう。

なお、施行期日は「昭和三十九年四月一日」からとしている。ただし、法務局等の位置等を改める規定は「公布の日」から、刑務所の位置を改める規定は「公布の日」から一年以内に政令で定める日」から施行することとしている。

二 議案の修正議決理由

本案は、法務行政の効率的運営を図るため妥当な措置と認めるが、施行期日のうち「昭和三十九年四月一日」についてはすでにその期日を経過しているため、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約二十一億九百八十八万四千円が昭和三十九年度一般会計歳出予算に計上されている。

昭和三十九年六月三日
内閣委員長 徳安 實藏
衆議院議長船田中殿

昭和三十九年六月四日 衆議院會議録第三十三号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(ただし原質紙は二十四
円送料とも)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六〇一

官

課